

令和6年10月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和6年10月25日 開会

令和6年10月25日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和6年10月25日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 加藤公友 | 2 番 | 田中通 |
| 3 番 | 高橋さつき | 4 番 | 櫻木善仁 |
| 5 番 | 山口善之 | 6 番 | 草川卓也 |
| 7 番 | 中西大輔 | 8 番 | 新秀隆 |
| 9 番 | 森喜代造 | 10番 | 水谷進 |
| 11番 | 服部孝規 | 12番 | 船間涼子 |

1 欠席議員

なし

1 出席者の職氏名

| | |
|---------------------------|-------|
| 広域連合長 | 末松則子 |
| 副広域連合長 | 櫻井義之 |
| 代表監査委員 | 国分純 |
| 会計管理者 | 佐藤剛 |
| 事務局長 | 野呂和伸 |
| 総務課長 | 上村剛 |
| 介護保険課長 | 中条裕 |
| 総務課主幹 | 今村禎子 |
| 総務課副参事兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長 | 川村敏正 |
| 介護保険課主幹兼管理グループリーダー | 伊藤淳 |
| 介護保険課副参事兼認定グループリーダー | 藤本泰子 |
| 介護保険課副参事兼給付グループリーダー | 岡田千麻子 |
| 介護保険課主幹兼指導グループリーダー | 澤谷陽子 |

1 議会書記

総務課副主幹

中 島 弘 貴

総務課副主幹

石 田 侑 子

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 3 号 令和 5 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出
決算の認定について

議案第 1 4 号 令和 5 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別
会計歳入歳出決算の認定について

議案第 1 5 号 令和 6 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算
(第 1 号)

議案第 1 6 号 令和 6 年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別
会計補正予算 (第 1 号)

日程第 5 一般質問

午前10時00分 開 会

○議長（船間涼子 議員）

皆様、おはようございます。大変お忙しいところ、お疲れさまでございます。

それでは、ただいまから令和6年10月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により、議長において、櫻木善仁議員、新秀隆議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船間涼子 議員）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、令和6年度定期監査結果報告書及び例月出納検査の結果をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、日程第4、議案第13号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第16号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

皆様、おはようございます。

本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の10月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本会議に提出をいたしております議案について説明を申し上げます。

なお、議案の概略を私から説明させていただき、決算、予算議案の詳細につきましては、総務課長が説明をいたしますので御了承賜りたいと存じます。

まず、議案第13号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。決算書の2ページから3ページを御覧ください。歳入でございますが、歳入総額は前年度と比較して5.8%増の3億9,472万2,062円となっております。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。歳出でございますが、歳出総額は前年度と比較して5.8%増の3億9,472万2,062円となっております。

また、一般会計における収支は、歳入歳出差引額ゼロ円となっております。

次に、議案第14号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。決算書の28ページから29ページを御覧ください。歳入でございますが、歳入総額は前年度と比較して3.4%増の198億4,369万1,245円となっております。

続きまして、30ページから31ページを御覧ください。歳出でございますが、歳出総額は前年度と比較して4.9%増の196億5,403万6,960円となっており、その89.5%を保険給付費が占めております。

また、介護保険事業特別会計における収支は、歳入歳出差引額1億8,965万4,285円となっております。

続きまして、補正予算書の1ページ、議案第15号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正額は、第1条で歳入歳出それぞれ2,146万6,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億9,963万7,000円にしようとするものでございます。

続きまして、補正予算書の19ページ、議案第16号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。第1条で歳入歳出それぞれ1億8,523万円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ206

億2,298万8,000円にしようとするものでございます。

以上が、本会議に提出をしております4議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船間涼子 議員）

総務課長。

○総務課長（上村剛 君）

おはようございます。

それでは、議案第13号から議案第16号までにつきまして、補足説明をいたします。

議案第13号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書の8ページ・9ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1億6,511万3,748円は、広域連携事務、消費者行政事務及び介護保険事務に係る負担割合に基づいた両市からの負担金で、その内訳は鈴鹿市が1億2,478万7,099円、亀山市が4,032万6,649円でございます。

次に、第2款国庫支出金1億1,858万3,655円でございますが、まず第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金9,599万2,655円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国の負担金でございます。第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金2,259万1,000円は、重層的支援体制整備事業に係る国の交付金でございます。

次に、第3款県支出金6,131万6,987円でございますが、まず第1項県負担金、第1目民生費県負担金4,799万6,327円は、ページをめくっていただきまして、低所得者保険料軽減事業に伴う県の負担金でございます。第2項県補助金、第1目民生費県補助金1,135万5,000円は、生活困窮者等の介護保険サービスに係る利用者負担軽減を図るための低所得者等対策費補助金及び重層的支援体制整備事業に係る県の交付金でございます。第2目商工費県補助金196万5,660円は、消費者行政強化事業費補助金でございます。第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金6万2,000円は、前年度の繰越金でございます。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入9,744円は、ページをめくっていただきまして、情報公開・個人情報開示に伴うコピー代等でございます。第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金4,963万5,928円は、重層的支援体制整備事業及び保険者機能強化推進事業に係る介護保険事業特別

会計からの繰入金でございます。

以上、歳入合計は、3億9,472万2,062円でございます。

続きまして、14・15ページを御覧ください。歳出でございます。第1款議会費54万6,050円でございますが、第1項議会費、第1目議会費のうち主なものといたしまして、第1節報酬41万8,300円は、広域連合議会の定例会、臨時会及び議会運営連絡会議に係る議員報酬でございます。

次に、第2款総務費7,577万8,287円でございますが、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち主なものといたしまして、第10節需用費81万6,387円は、消耗品費、広域連合広報の発行に係る印刷製本費等でございます。第11節役務費218万8,163円は、光アクセス回線・番号連携サーバ等の回線使用料を含みます電話料等でございます。第12節委託料802万465円は、情報システム・番号連携サーバの保守管理等の電算委託料、シルバー人材センターへ委託しております文書集配業務に係る委託料等でございます。第13節使用料及び賃借料1,474万7,840円は、広域連合事務所・公用車の駐車場の土地家屋借上料でございます。ページをめくっていただきまして、財務会計システム等の機器材等借上料、文書集配業務に係る自動車の借上料等でございます。第18節負担金補助及び交付金4,890万6,933円は、事務局長及び総務課職員の人件費等負担金等でございます。

次に、第2目企画費71万8,599円のうち主なものといたしまして、第10節需用費61万5,043円は、消耗品費、燃料費、広域連合広報の発行に係る印刷製本費等でございます。

続きまして、第3款民生費2億9,133万1,844円でございますが、第1項社会福祉費、ページをめくっていただきまして、第1目老人福祉費のうち主なものといたしまして、第12節委託料8,830万5,790円は、重層的支援体制整備事業、保険者機能強化推進事業に係る委託料でございます。第2目介護保険費1億9,198万5,310円は、低所得者保険料軽減事業に伴う介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

次に、第4款商工費2,558万2,881円でございますが、これは消費生活センターの運営費でございます。第1項商工費、第1目商工総務費のうち主なものといたしまして、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、消費生活相談員の給料、各種手当、市町村共済組合負担金等の消費生活相談員に係る人件費でございます。ページをめくっていただきまして、第7節報償費42万円につきましては、月1回開催しております弁護士相談に係る報酬でございます。第10節需用費111万8,851円は、消耗品費、消費生活センターだより発行に係る印刷製本費、光熱水

費等でございます。第13節使用料及び賃借料139万1,280円は、消費生活センターの賃借料及びコピー機の使用料でございます。第18節負担金補助及び交付金1,112万7,988円は、消費生活センター職員の人件費等負担金等でございます。

次に、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金148万3,000円は、国庫支出金等の過年度返還金でございます。ページをめくっていただきまして、予備費でございますが、予備費の充用はございません。

以上、歳出合計は、3億9,472万2,062円でございます。

以上が、一般会計歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、議案第14号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をさせていただきます。34・35ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料は、45億17万9,919円で、これは65歳以上の方の保険料でございます。保険料全体の収納率は97.7%で、前年度より0.2%の増でございました。また、不納欠損額は2,490万5,339円で、徴収権の消滅時効に至った保険料について不納欠損として処分したものでございます。なお、収入未済額は、8,147万6,364円となっております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金28億1,631万8,044円は、介護保険事業に係る両市からの負担割合に基づいた負担金で、鈴鹿市が21億5,176万2,739円、亀山市が6億6,455万5,305円でございます。

次に、第4款国庫支出金40億8,847万3,746円でございますが、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金33億1,675万3,373円は、介護給付及び予防給付に係る国庫負担金でございます。第2項国庫補助金、ページをめくっていただきまして、第1目調整交付金4億2,538万1,000円は、介護給付及び地域支援事業に要する費用に対する財政調整のための国交付金でございます。第2目地域支援事業交付金1億1,857万2,413円及び第3目地域支援事業交付金1億7,836万8,960円は、それぞれの当該事業に対する国交付金でございます。第4目保険者機能強化推進交付金1,934万9,000円は、高齢者の自立支援、重度化防止等に資する事業に対する国交付金でございます。第5目介護保険保険者努力支援交付金2,619万5,000円は、予防・健康づくりに資する取組に対し、重点化した国の交付金でございます。第6目総務費国庫補助金385万4,000円は、制度改正に伴う介護保険システム改修に伴う国の補助金でございます。第5款支払基金交付金49億5,102万5,768円は、社会保険診療報酬支払基金からの第2号被保険者であります40歳から65歳未満の方の保険料の納付分

でございます。まず、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金48億1,152万209円は、介護給付及び予防給付に対する交付金でございます。第2目地域支援事業支援交付金1億3,950万5,559円は、地域支援事業に対する交付金でございます。

次に、第6款県支出金27億3,234万7,940円でございますが、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金25億6,905万5,702円は、介護給付に係る県負担金でございます。第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金7,410万7,758円及び、ページをめくっていただきまして、地域支援事業交付金8,918万4,480円は、それぞれの当該事業に対する県交付金でございます。第7款繰入金3億600万6,021円でございますが、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金1億9,198万5,310円は、低所得者保険料軽減事業に係る一般会計からの繰入金でございます。第2目重層的支援体制整備事業繰入金1,058万2,000円は、重層的支援体制整備事業国県交付金の過年度追加交付分の一般会計からの繰入金でございます。第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金1億343万8,711円は、地域支援事業費の不足に伴う介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、第8款繰越金4億4,491万1,084円は、前年度繰越金でございます。ページをめくっていただきまして、第9款諸収入442万8,726円でございますが、第1項延滞金及び加算金及び過料、第1目第1号被保険者延滞金83万80円は、第1号被保険者保険料納付遅延に係る延滞金でございます。第2項雑入、第1目返納金101万3,149円は、介護給付費返納金等でございます。第2目雑入39万7,385円は、生活保護受給者介護認定料等でございます。第3目第三者納付金218万8,112円は、交通事故等によって生じた保険給付費に係る第三者からの損害賠償金でございます。

以上、歳入合計は、198億4,369万1,245円でございます。

続きまして、44・45ページを御覧ください。歳出でございます。第1款総務費4億6,624万5,354円でございますが、まず第1項総務管理費、第1目一般管理費2億9,875万7,847円のうち主なものといたしまして、第1節報酬329万2,976円は、介護保険課パートタイム会計年度任用職員の報酬等でございます。第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、介護保険課フルタイム会計年度任用職員の給料、各種職員手当、市町村共済組合負担金等の当該職員に係る人件費でございます。ページをめくっていただきまして、第11節役務費1,079万5,313円は、郵便料のほか、介護保険システム回線使用料を含む電話料等でございます。第12節委託料8,704万9,319円は、介護保険システム保守管理等の電算委託料、両市への介護保険料賦課徴収業務の委託料でございます。第18節負担金補助及び交付金1億7,619

万1,200円は、介護保険課職員の人件費負担金等でございます。

次に、第2項介護認定審査会費1億6,163万7,641円でございますが、第1目介護認定審査会費のうち主なものといたしまして、第1節報酬3,041万4,400円は、介護認定審査会委員の報酬でございます。ページをめくっていただきまして、第18節負担金補助及び交付金354万5,600円は、両市医師会が実施する介護認定適正化事業に係る交付金でございます。

次に、第2目認定調査等費のうち主なものといたしまして、第11節役務費5,153万6,985円は、郵便料のほか、主治医意見書作成手数料でございます。第12節委託料7,326万5,908円は、介護認定訪問調査委託料でございます。

次に、第3項趣旨普及費243万5,346円でございますが、主なものといたしまして、第1目趣旨普及費、第10節需用費227万823円は、介護保険PRパンフレット、広報紙発行に係る印刷製本費等でございます。第4項計画策定費341万4,520円でございますが、主なものといたしまして、ページをめくっていただきまして、第1目計画策定費、第12節委託料286万円は、第9期介護保険事業計画策定業務委託料等でございます。

次に、第2款保険給付費176億38万1,502円でございますが、前年度と比べますと3.3%に当たる5億5,975万7,213円の増となっております。まず、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費171億3,404万6,925円は、備考欄の各サービスに係る給付費でございます。ページをめくっていただきまして、審査支払手数料1,428万1,020円は、国民健康保険団体連合会に対する介護報酬審査支払手数料でございます。第3目高額介護サービス等費3億9,649万7,566円は、低所得者世帯に対する高額介護サービス費でございます。第4目高額医療合算介護サービス等費5,555万5,991円は、低所得者世帯に対する高額医療合算介護サービス費でございます。

次に、第3款地域支援事業10億1,443万9,559円でございますが、第1項地域支援事業、第1目介護予防・生活支援サービス事業費5億4,207万8,978円のうち主なものといたしまして、ページをめくっていただきまして、第18節負担金補助及び交付金5億3,730万9,177円につきましては、備考欄にあります各介護予防・生活支援サービス事業に係る費用でございます。

次に、第2目一般介護予防事業費4,676万4,955円のうち主なものといたしまして、第12節委託料4,673万6,960円は、備考欄の各種事業実施に伴う両市及び地域包括支援センターへの委託料でございます。

次に、第3目包括的支援事業・任意事業4億2,559万5,626円のうち、ページをめくっていただきまして、主なものといたしまして、第12節委託料4億1,872万4,454円は、備考欄の各種事業実施に伴う両市及び地域包括支援センターへの委託料でございます。

ページをめくっていただきまして、次に第5款諸支出金5億7,297万545円でございますが、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費1億2,382万8,587円は、保険料余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てたものでございます。第2項償還金及び還付加算金3億9,950万6,030円でございますが、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金725万8,980円は、第1号被保険者過年度保険料の還付金でございます。第2目償還金3億9,224万7,050円は、国庫支出金等の過年度分の返還金でございます。第3項繰出金4,963万5,928円でございますが、第1目他会計繰出金で、重層的支援体制整備事業及び保険者機能強化推進事業に係る一般会計への繰出金でございます。第6款の予備費については充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、196億5,403万6,960円でございます。

以上が、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、議案第15号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。補正予算書の10・11ページを御覧ください。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金133万8,000円の増額は、低所得者保険料軽減事業に係る国県負担金の現年度分交付決定及び過年度分の精算に伴うものでございます。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金242万7,000円の増額は、低所得者保険料軽減事業の現年度交付決定及び過年度分精算に伴う増額でございます。第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金917万9,000円の増額は、重層的支援体制整備事業に係る過年度精算分に伴うものでございます。ページをめくっていただきまして、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金121万4,000円の増額につきましては、低所得者保険料軽減事業の現年度分交付決定及び過年度分精算に伴うものでございます。第2項県補助金、第1目民生費県補助金496万4,000円の増額は、重層的支援体制整備事業に係る過年度分精算に伴うものでございます。第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金10万円の減額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。ページをめくっていただきまして、第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金244万4,000円の増額は、前年度分返還金の財源不足を介護保険事業特別会計から繰り入

れるものでございます。

続きまして、16・17ページをお開きください。歳出でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費1,426万6,000円の増額は、重層的支援体制整備事業に係る国県交付金の前年度精算に伴い、特別会計へ繰り出すものでございます。第2目介護保険費485万6,000円の増額は、低所得者保険料の軽減強化に係る現年度交付決定及び前年度精算に伴い特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金234万4,000円の増額は、前年度国庫支出金等の精算確定に伴うものでございます。

以上が、一般会計補正予算の補足説明でございます。

続きまして、議案第16号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。28・29ページを御覧ください。歳入でございます。第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1,000円の増額につきましては、前年度決算における市負担金の精算に伴う増でございます。

次に、第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金1,675万円の増額は、前年度実績精算に伴うものでございます。第2目地域支援事業支援交付金100万9,000円の減額は、前年度精算に伴う超過交付分を現年度交付分に充当することに伴うものでございます。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金485万6,000円の増額は、低所得者保険料の軽減事業に係る現年度交付決定及び前年度精算に伴う一般会計からの繰入金を繰り入れるものでございます。ページをめくっていただきまして、第2目重層的支援体制整備事業繰入金1,377万6,000円の増額は、重層的支援体制整備事業の前年度精算に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金3,679万9,000円の減額は、前年度決算に伴う精算の確定及び所要額の精査に伴うものでございます。

次に、第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1億8,765万5,000円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

続きまして、32・33ページを御覧ください。歳出でございます。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費につきましては、予算額の補正ではなく、財源を更正するものでございます。同じく第3款地域支援事業費、第1項地域支援事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費及び第2目一般介護予防事業費につきましても、同じく財源を更正するものでございます。ペ

ージをめぐっていただきまして、第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費487万円の減額は、前年の精算に伴い介護給付費準備基金への積立金を減額するものでございます。第2項償還金及び還付加算金、第2目償還金1億8,765万6,000円の増額は、前年度国庫支出金等精算に伴う返還金の増に伴うものでございます。第3項繰出金244万4,000円の増額は、前年度国庫支出金等精算に伴う返還金の財源不足を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。

以上、議案第13号から議案第16号までの補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船間涼子 議員）

議案第13号から議案第16号までの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。また、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、質疑の範囲が議題以外に渡ることのないよう注意をいただくとともに、議案番号を述べた上で質疑いただきますよう重ねてお願いいたします。

それでは、通告に従い中西大輔議員から発言を許します。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

中西です。質疑させていただきます。

まず、議案第14号、令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてからお聞きします。

決算書46から49ページにわたる部分、歳出、款1総務費、項2介護認定審査会費、目2認定調査等費、1億4,920万9,000円についてですが、少し前に福祉の関係者の方から、こちら介護認定のほうに課題があるというお話をお聞きしまして、それを踏まえて質問させていただくわけですが、この令和5年度における介護認定についてですが、資料もあるんですけども、改めて認定数や認定までの平均日数について状況の説明等、あれば事業者からの意見、状況、どのようなものか。それらに対する広域連合としての事業評価と改善の方向性、あれば説明のほうをお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、中西議員の議案第14号、歳出款1、総務費、項2介護認定審査会費、目2認定調査費について、令和5年度における実績値と評価についての御質疑につきまして説明申し上げます。

令和5年度における申請件数は、新規、変更、更新申請、全て合わせまして1万2,787件となります。そのうち更新申請の中には、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱いにおいて、期間を延長された方も含まれておりますので、実際に認定調査を行いました件数は、申請件数1万2,787件のうち、9,152件でございました。

また、認定調査につきましては、令和5年4月より新規申請と、要支援状態からの区分変更申請の調査を実施できる株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターが経営します鈴鹿亀山介護認定調査センターに調査の一部を委託いたしました。昨年度実施しました認定調査件数9,152件のうち3,084件について鈴鹿亀山介護認定調査センターが実施しており、安定的かつ継続的に調査を実施する体制整備につながったと考えております。令和6年1月から3月までの介護保険申請から結果が出るまでの日数は、全ての申請で約55日かかっている状況でございます。申請から認定結果をお出しするまでの日数が長くなると、認定有効期間内に認定結果がお届けできない場合も出て、継続して介護サービスを利用していただくには要介護状態区分を見込んだ上で、担当されるケアマネジャーが暫定のケアプランを作成し、サービスを利用することになります。ケアマネジャーの皆様や医療関係者様、市民の皆様からもできるだけ早く認定結果を出してほしいとのお声をいただいております、少しでも早く認定結果をお届けできるよう努めてまいるところでございます。

続きまして、令和6年度の事務局の体制等でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱いが令和6年3月末に終了したため、令和6年度は調査件数が大幅に増えることが予想され、従来の居宅介護支援事業所が行う調査に加え、鈴鹿亀山介護認定調査センターの調査委託内容を昨年度の新規申請と、要支援状態からの区分変更申請の調査に、更新申請と変更申請に伴う調査を加え、年間調査委託件数については昨年度の3,000件から7,000件まで増やしたところ

でございます。さらに大幅な申請件数増に伴う事務処理に対応していく体制を整えるため、介護保険課職員を2市の協力を得まして2名増員していただきました。

また、鈴鹿亀山介護認定調査センターとは常に連絡を取りながら業務を進めており、毎月1回定例会議を開催し、スムーズな業務連携について協議を行っております。年間7,000件の調査に対応するため、調査センターにおいては、昨年度10人体制であった調査員を今年度20人に増やしていただきました。認定調査件数の増により、認定調査後の調査票の内容確認、点検作業に時間がかかる場合も出てまいりました。そこで調査センターとは連絡を密に取りながら、先ほど申し上げた毎月1回の定例会議において調査員のスキルアップにつなげるため、個別の事例協議や作業の進捗状況の確認等について協議を行っております。

また、昨年度から介護保険課内で行っております認定グループ以外の職員による調査票の点検作業等についても継続して行っており、介護保険課一体として認定にかかる日数短縮に努めているところでございます。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。今、説明聞かせていただいている、人的な部分で力を入れてますということなんですけれども。ただ、それでも申請から結果まで平均55日ということ、要介護認定、原則として申請から認定結果の通知まで30日以内ということからすると、まだかなり時間がかかっていると思いますが、その点についても説明いただきましたが、それらの短縮ばかりではなくて、もう一つ認定調査の質の問題っていうことも御意見いただいたのですが、その点について今後どうしていくのかということの説明していただきたいのと、もう一つは、時間短縮に当たっては介護DX、介護のデジタルトランスフォーメーションのほうも課題として出てくると思いますが、現時点でどのように広域連合の中で検討されてるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

ありがとうございます。先ほど御質問いただきました調査員の質の問題ということなんですけれども、先ほどの局長からの答弁にもありましたとおり、昨年度10人体制が20人体制になったということで、新しい調査員の方もお見えになりますので、その方のレベルアップという意味で、先ほども答弁の中にありましたけども、毎月、調査センターとは協議の場を、会議の場を持たせていただいて、一つ一つの、個別のケースの問題等もその場で御協議させていただいて全体のレベルアップを図るということで、調査センターにつきましても、調査員の指導についても指導役の方もいていただいているレベルアップを図っていただいております。

介護DXのお話なんですけれども、介護認定業務の中の介護DXについては、国の方針っていうのも、なかなかまだ議論中の状況であります。まず介護認定調査につきましては、現在の状況につきましては、介護認定調査センターの調査員は全てタブレットを使用しての調査を行っております。また、介護度を最終決定する介護認定審査会については、医師会を含め各委員の皆様にも御協力をいただきまして、審査会については、基本的にはZ o o mによるウェブ会議で行っており、審査件数の増につなげていただいております。

介護認定調査については、国で決められた調査項目の下に認定調査を行っているものでありまして、調査票の整合性チェックに時間がかかっているところで、こちらの介護認定調査の簡素化とかそういうところにつきましても、国で議論をされているところではありますけども、調査票の特記事項とか、主治医意見書の内容も含めての審査となるため、調査後のチェック等にA Iの技術を使うという方法論等の議論が、今、国のほうで議論が行われているところでございますので、国の動向を見ながら、私どもについても今後とも検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

説明ありがとうございます。人数増やしても、どこまでいっても人の問題になってきますので、当然、事業者だけでなく、ケアマネ協会さんであるとか、いろんな

方ともコミュニケーションされていることとしますので、状況は分かりましたので、今の質問の論点については以上で終わりとします。

次に、同じく決算書52ページから57ページ、歳出、第3款地域支援事業費、10億1,443万9,559円について、令和5年度に鈴鹿亀山の圏域内で行われた地域づくり協議会など住民主体による事業の実績について、説明のほうをお願いしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、地域支援事業費の両市における住民主体の事業の実績についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としており、介護予防・日常生活支援総合事業では、多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、介護予防の推進等を行うため、鈴鹿市及び亀山市に事業を委託し実施しております。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者等を対象にした掃除や買物などの生活援助を行う訪問型サービスBや、通いの場の開設を行う通所型サービスBがあります。令和5年度の実施状況としましては、訪問型サービスBにつきまして、鈴鹿市ではシルバー人材センターや地域づくり協議会3か所で実施し、年間利用延べ人数は330人、亀山市ではシルバー人材センターや地域まちづくり協議会が2か所で実施し、年間利用延べ人数は52人となっております。事業費としましては、予算額254万6,000円、決算額80万7,000円でございます。通所型サービスBにつきましては、鈴鹿市の地域づくり協議会3か所で実施し、年間利用延べ人数は114人、事業費としましては予算額50万円、決算額30万円でございます。

次に、一般介護予防事業では、地域での住民主体のサービスである訪問型サービスBや通所型サービスBの構築に向け、地域づくり協議会を対象に住民による助け合いの活動を実施し、介護予防と生活支援を一体化したインフォーマルなサービスの提供を進めてまいります。令和5年度の実施状況としましては、鈴鹿市の地域づ

くり協議会10か所に立ち上げや運営のための補助を行い、事業費といたしましては、予算額310万円、決算額190万980円でございます。亀山市につきましては、重層的支援体制整備事業の中で、鈴鹿市と同様の事業を実施しております。

また、住民団体による高齢者を対象にした通いの場、いわゆるサロンの開設を行っております。令和5年度の実施状況としましては、サロンの開設にかかる費用の助成を行った団体は、鈴鹿市では134団体、亀山市では85団体、事業費としましては、予算額1,209万5,000円、決算額1,136万500円でございます。住民主体による支援は少しずつではありますが増えてきており、地域の中で必要性を認識していただき、広がってきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。こちらのほうも住民主体の活動のほうが増えてきているというふうに説明もいただきましたが、このような活動の重要性が高まっているのは鈴鹿市、亀山市、両市とも当然高まっているものですし、広域連合としてもそのような事業を委託しているということからすると重要な論点かなと思います。そこで、今、補助については事業費、事業立ち上げや運営費補助というところで説明いただいたわけですが、この令和5年度決算の中で事業立ち上げばかりではなくて、事業継続というのも非常に重要な視点かなと考えるところですが、その点の議論等あったのかどうか説明のほうをお願いします。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

ありがとうございます。事業継続ということも大事な点ということは、おっしゃるとおりでございます。事業継続という点も含めて両市から、予算の段階から計画書というのをいただいております。その上で担当者からの聞き取りを行っております。聞き取りでも、事業を今後どう進めるかの考えについても確認をしております。

す。こちらからも事業継続を踏まえた意見もそちらのほう、会議のほうで発言をさせていただいて、お考えいただいております。また、年度終了後には、事業報告書の提出をいただきまして、事業の実施状況を確認し、それだけでなく、今後の事業の方向性についても考えを聞き取り、協議を行っております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。事業継続に当たっては、現在、事業をされている方々も御高齢の方が多いいところ、担い手の方々の継続という部分も広域連合としてきちっと認識していただいて、両市の事業のほうにつなげていただくことが必要かなと今の答弁で思いましたので、よろしくをお願いします。

それでは、最後に、先ほど議案についての説明でおおむね確認はできたところですが、念のためにもう一度お聞きしますが、議案第15号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第16号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算について、重層的支援体制構築に係るものだったので、御説明いただきたいということで通告をさせていただきましたので、念のためにもう一度だけ簡潔に説明のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

重層的支援体制整備事業における一般会計と特別会計について、説明申し上げます。

まず、介護保険事業は、介護保険料を財源としていることから、その用途を明確に区分けするため、介護保険法において特別会計を設けなければならないとされています。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法において、介護保険の地域支援事業に関する事業費のうち、介護保険料で負担する分については、介護保険事業特別

会計から一般会計に繰り入れることが規定されています。この法律の規定に従い、介護保険料で負担する分を介護保険事業特別会計から一般会計に繰り入れる処理をしているものです。

次に、議案第15号、一般会計補正予算の歳出における重層的支援体制整備の詳細についてですが、議案書16ページ、3歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費の重層的支援体制整備事業費1,377万6,000円の増額は、ページが戻りまして議案書10ページ、2歳入、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金の重層的支援体制整備事業国交付金過年度分917万9,000円と、議案書12ページ、第3款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金の重層的支援体制整備事業県交付金過年度分459万7,000円の合計が財源となっております。これは令和5年度の重層的支援体制事業の国県交付金については、交付決定の額をもって決算をしていますが、その際に事業費から国県交付金等を控除した額を保険料で負担する分として、特別会計から一般会計に繰り入れています。本年度になって国県交付金の実績報告をしたところ、追加交付を受ける見込みとなりました。このことから令和5年度決算では、介護保険料で、一旦、負担しましたが、追加交付分は保険料として明確に区分けして処理すべきものであることから、今回、補正予算で一般会計から特別会計に繰り入れるものです。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

これにて中西大輔議員の質疑を終わります。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

すいません。高橋です。質疑させていただきます。

議案第14号、令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出の1款総務費、項総務管理費、目介護認定審査会費についてです。先ほどの中西議員とちょっと重なる部分あるんですけど、もう一度、確認のためにお聞きします。令和5年度から日本ビジネスデータプロセッシングセンター、略して日本データ様に介護認定調査を委託するっていうことでありました。この認定調査を委託した結果、令和5年度の支援は改善されたのかという実績効果のほうをお聞きします。先ほど全体で平均で55日というふうにお答えしていただい

てたんですが、これもうちちょっと区分けのほうを新規と更新と区分変更っていう形で、区分変更ですかね、この内訳の平均も聞かせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、高橋議員の令和5年度における実績と成果についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

令和5年度における申請件数は、新規、変更、更新申請、全て合わせまして、1万2,787件となりました。そのうち更新申請の件数の中には、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いにおいて期間を延長された方も含まれておりますので、実際に認定調査を行いました件数は、申請件数1万2,787件のうち、9,152件でございました。認定調査につきましては、令和5年4月より新規申請と、要支援状態からの区分変更申請の認定調査を実施できる株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターが経営します鈴鹿亀山介護認定調査センターに、安定的かつ継続的に調査を実施するために調査の一部を委託いたしました。令和5年度中に鈴鹿亀山介護認定調査センターが実施しました認定調査件数は、全体の9,152件のうち3,084件となりました。

申請から認定結果をお出しするまでに要する日数であります。昨年10月定例会で議員から御質問いただいた際にお答えいたしました時点では、鈴鹿亀山認定調査センターに委託し、実施した調査についての申請から認定結果が出るまでに要する日数は約68日と答弁しておりましたが、令和6年1月から3月末までの認定結果が出るまでに要する日数は約55日であり、大体13日は短縮できたところでございます。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど高橋議員、言われました申請ごとの日数のほうを御説明させていただきます

す。先ほど6年1月から3月までに認定結果が出た人で、大体どのぐらいかかっているのかを御説明させていただきますと、新規の方で55日、介護申請の方で53日、変更申請の方で49日、更新申請の方で58日という結果が出ております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

すいません、ちょっと区分けのそこだけ、もう一回ゆっくり言ってもらえますか。すいません。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

すいません、早口になって申し訳ありません。新規については55日、介護申請で53日、変更申請で49日、更新申請の方で58日でございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

この令和5年の3月の議会のとときに、委託する前は申請から1か月半から2か月ほどで本人に結果を送っているっていうことだったので、2か月はかからなくはなかったっていうふうなことになるんですよね。これ55日、全体では55日っていうことで、ただ平均で国のほうでいくと、ちょっと全体的には遅れてるけど40日っていうことで、割合ちょっと広域のほうは、ちょっと遅れてるんだなっていうふうに、全国より遅れてるんだということが分かったんですけど、前にお聞きしたときにはチェックのほうに時間がだんだんかかるようになってこられたっていうのは、これも令和5年度同じでよかったですかね。今、一番遅れてるところはどこになるのかっ

て、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

ですので、これ6年3月ぐらい、5年度のというお話になりますね。調査に行くまでは調査件数も増やしていただいていますので、早くはなったんですけども、やはり件数がかさんでおりますので、その後のチェック、あと、チェック後の調査員との調査票の内容についてのやり取り等に時間がかかっておるのが今の事務の問題点でございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

分かりました。すいません。質疑ですので、ごめんなさい、ここまででっていうことで、次のほうに質問を移ります。

款諸支出金、項基金費、目が介護給付費準備基金費についてですが、この金額のほう当初予算では約4,400万円ぐらいだったのが、決算では約1億2,380万というふうになっているんですが、この経費のほうをもう一度お聞きいたします。お願いします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

積立金1億2,382万8,587円について、説明申し上げます。

この積立金決算額は、主に令和4年度の決算に伴うもので、その内訳は、令和4年度決算の保険料の充当残が2,902万4,261円、令和4年度の国県交付金等の実績報告に伴う追加交付分が9,174万7,029円、過年度分令和3年度以前の国県交付金の実

續訂正に伴う追加交付分が305万7,297円となっております。これは鈴鹿亀山地区介護保険給付費準備基金条例の第2条、基金は予算に定める金額を積み立てるものとする規定されていることから、毎年度、決算で確定した保険料の充当残や国県交付金の実績報告等により、追加で交付を受けるものは基金積立金として補正して予算に計上した上で、積立てを実施しているものです。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

すいません、それをお聞きした上で、次の基金に関する調書、基金について、ちょっとお聞きします。令和5年度の基金残高の評価についてお聞きします。令和5年3月議会の時点で、基金残高の見込みが約18億円ぐらいというふうにおっしゃってたかと思うんですが、この令和5年10月の議会的时候には、5年度末の基金残高の見込みは約20億弱というふうに言われておったと思います。そのときに、最初的时候は基金残高が減る見込みっていうふうにおっしゃってたかと思うんですが、最終的にこれ22億5,997万円というふうな形になってるんですが、これの評価のほうと、あと、この金額の増えたっていう形になりますが、これは想定内なのかどうなのか、お答えください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、財産に関する調書、2基金 決算年度末残高22億5,997万2,565円につきまして、説明申し上げます。

基金の決算年度末現在高は、前年度末現在高22億8,457万9,421円から2,460万6,856円減少しています。その内訳としましては、繰入れが2,460万6,856円で、積立てはゼロでございます。繰入れの内容は、令和4年度の事業費に対する保険料収入不足分を補うため、基金から繰り入れたものでございます。基金には出納整理期間がないため、年度終了後から5月末日までの出納整理期間に処理したものは翌年

度の基金の残高に反映されることから、令和4年度に発生した介護保険料の不足を補うための繰入れを今回の調書に計上したものです。このため、先ほど答弁しました令和5年度決算の積立金1億2,382万8,587円と、繰入金1億343万8,711円は、令和6年度決算の財産に関する調書で計上いたします。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど、議員おっしゃいました5年度末の基金残高については、約20億円の残高を見込んでおりました。この見込額は、その時点において予算に計上している繰入金と、積立金を基にして算出をしております。ですので、今回については決算による実績となりますので、差が生じることになります。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

結局、結果的には、この令和5年度末の22億5,997万3,000円っていう形で合ってるんですかね。ですよ。ということは、変わらない、ほぼほぼ変わらないか、また、今回も基金が変わらないか、増えたかっていう微妙な同じ、減ってはないんだなっていうことが今回のので分かりました。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

これにて高橋さつき議員の質疑を終わります。

ほかに質疑質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

よろしいですね。

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

中西です。賛成の立場で討論します。

議案第13号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計決算及び第14号 介護保険事業特別会計決算の認定及び補正予算等の議案15号と16号について賛成します。その上で意見のほう述べさせていただきます。

まず、決算内容のほうからですが、令和5年度における事業と決算は、おおむね妥当と判断します。ただ、議案質疑のほうで取り上げましたが、介護認定に係る事業について、やはり認定までの日数を短縮するということはもちろんなのですが、現場サイドから認定調査に係る課題の指摘をお聞きしたというところでもあって、スキルの向上について取り組んでいただいておりますが、やはり改めて質的な部分も含め、さらなる取組を進めていただくことを期待します。そのために認定に係る事業において、やはり介護DXの推進ということも外せない要件になろうかと思えます。この点については、この8月ぐらいにいろいろ国のほうであったり、民間のほうでも動きがあるようで、タブレットを導入して、タブレットで入力したものをマスキングかけながら、いろいろ書類を作成することにつなげるということを進めている民間事業者と自治体もあるというふうな記事も出てきておりますので、それらのような他市町の事例研究はもちろんなんですけれども、場合によってはサウンディングなども活用して取り組まれるように期待します。

次に、地域支援事業について、こちらのほうも質疑のほうで取り上げさせていただきましたが、今後さらに地域づくり協議会など住民主体の取組が広がっていくことも予想されますし、また期待されるころだと思えます。それらの活動ということが持続可能であるということも重要な論点であって、その視点から住民主体の活動を支える方策というのを広域連合のほうでも検討していただく必要があると考えました。それに当たって、事業を進める人たちの社会に貢献したいという意識を前提にしたものにするのではなく、やはり応分の報酬であったりとかを得るであったりとか、そのことをしっかりと念頭に置いていただく必要があるかと考えます。事業の受け手に当たっては、最近、労働者協同組合法、ワーカーズコープですか、というような手法もあるということも念頭に置いて検討されることを期待します。

そして、補正予算のほうでもありましたが、重層的支援体制構築に関する部分が広域連合の事業のほうにも入っておりますが、地域共生社会の構築や地域包括ケア

システムというものは、もともとそれぞれの地域で完結していく、地方公共団体それぞれでやってく内容となってきたというものが、これ社会の変化の中であろうかと思えます。そのようなことを踏まえると、やはり広域連合でももちろんなのですが、関係する両市においても議論を深める必要があることを意見します。

最後に、趣旨普及の部分に関してですが、40歳から65歳の対象となる方々だけではなくて、より広く周知していく必要があるということを改めて指摘させていただきます。なぜかという、若年世代にとって介護保険料が上昇するという事は、つまり収入が減ることとつながっていくことであるという認識を持って、それを持ちながら目の前の介護、福祉の課題を考えていただく、全体の課題というふうに考えるきっかけを持っていただくことが必要で、これ別に子供も含めてなんですけれども、そのようなことを考えるきっかけも趣旨普及の中に入れるべきと意見します。

以上、鈴鹿亀山広域連合10月議会に提案された全議案に賛成します。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

ほかに討論のある方は、挙手をお願いいたします。

よろしいですね。

ほかに討論がございませんので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

まず、議案第13号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがって、議案第13号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第14号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第15号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（船間涼子 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第16号 令和6年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

よろしいでしょうか。皆様、継続して進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

それでは、次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告は4名でございます。通告以外の事項を追加しないように、また一問一答方式で、質問時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。

なお、再質問の場合は、要点のみ簡潔に述べられるよう、特にお願いをいたします。

それでは、質問を許します。

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

すいません、中西です。一般質問のほうを行わせていただきます。通告に沿って進めますので、よろしく申し上げます。

まず一つ目ですが、通所介護事業所に関することについてということで、取り上げさせていただきました。こちらのほう四日市市が令和元年に行った新規指定の制限をこの6月に解除しています。この変更というのは少なからず隣接している我々、鈴鹿亀山地区広域連合の事業にも影響が出てくるのではないかとというふうに考えられるところです。

また、圏域内では通所介護事業を行っていた事業者の閉鎖ということもあったと記憶しますが、その後、新たに事業を行っているところでは、この通所介護事業については行っていないと聞くところです。

その理由というのは、第9期介護保険事業計画における整備計画で、通所介護事業について、事業所については設置しない方針であり、そのため再設置できなかったことが理由というふうに聞くところです。このような中で、先ほども述べましたが、四日市市は新規指定の制限というものを撤廃したわけですが、広域連合としてその動きや考えというものを把握しているのか。把握しているのであれば、四日市市の状況の説明と比較して、広域連合としての考え方をお聞きしたいと思います。

また、四日市市が動いたことによって事業所だけでなく、福祉人材確保の動向など、何らかの影響があると考えられますが、現状をどう捉えているのか、今後の方針も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、通所介護事業所についての御質問の今後の圏域内の通所介護事業所の制限等について、どのように考えているかとの質問につきまして、答弁申し上げます。

通所介護事業所の鈴鹿市、亀山市内の新規指定の制限につきましては、介護保険法第70条第10項及び介護保険法第78条の2第6項第5号の規定により、令和元年度から三重県と協議を行い、令和2年1月1日指定分から制限を行っていますが、当時、通所介護事業所については目標事業量に達しており、供給過多の状況であると判断いたしましたこと、また定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護の二つの事業を国が整備を推進しており、本広域連合の介護保険事業計画の整備計画にも位置づけており整備を進めるため、新規指定の制限を行っているところでございます。

鈴鹿市、亀山市の令和6年3月の通所介護事業所の定員数と利用日数のデータから割り出した稼働率は、地域密着型が稼働率45.3%、通常規模が稼働率55.4%、全体での稼働率では53.8%となっており、定員に対してまだ余裕があると考えております。まだ一定の空きが生じている状況となっており、通所介護事業に関しましては必要な事業量に達していると考えています。

今回、四日市市において制限の解除を行った経緯をお聞きしますと、四日市市でも定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備を図るため、また通所介護及び地域密着型通所介護について目標事業量を上回る水準であったことから、令和元年10月1日指定分から指定制限を実施していました。

しかしながら、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の施設整備が進まず、事業所の廃止による事業量の減少等に鑑み、県指定の通所介護について令和6年10月1日指定分から制限解除となりました。なお、地域密着型通所介護の指定制限は継続しております。

本広域連合といたしましては、デイサービス事業所連絡協議会等各関係団体と協議を続けており、各団体様からは制限を解除してほしいとのお声はまだいただいておりません。また、利用者から行ける事業所がないなど、お声もいただいておりません。このように施設の稼働率と関係団体等からのお声等から考えても、すぐに制限の解除は必要ないと考えております。地域密着型を含めた通所介護事業所の新規指定の制限解除の調整等につきましては、今後も県や各関係機関、関係団体とも協議を行いながら、利用者からのお声に耳を傾け、適切に対応を考えてまいります。

で、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

今の答弁からちょっとお聞きしたい点が2点あって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅事業、二つの事業の整備進めるためということでしたが、この部分、現状どうなってるのかということ、もう一度、確認でお聞きしたいことと、もう一つは、必要な事業量と量的な面で達しているということで、今の判断ということですが、この質的な部分、提供されるサービスの質ということですけど、その部分についてはどのように検討を行っていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、あと、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、現在この圏域内につきましては、1事業所ずつ営業していただいております。その後、まだ募集のほうはしておるんですけども、今のところ応募がない状況でございます。

次に、先ほど議員言われました介護サービスの質の担保というところの面については、高齢化も上昇していく中で、現在利用しているサービスの質の維持っていうのも利用者にとって重要なことであると考えております。そのためにも各事業所への運営指導等で事業所の運営状況の確認をしまして、また介護サービス相談員が各施設を回っておりますので、そのときに利用者のお声を聞いております。その相談内容等を確認しまして、またサービス利用者本人からの苦情等が入った場合についても、そちらのお声にも耳を傾ける中で、介護サービスの質の担保についても重要であると考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

分かりました。第9期始まったばかりですので、そのあたりのところはしっかり取り組んでいただけると期待します。

それとは同じところで、二つ目にちょっとお聞きしたいんですけども、今年に入ってから国のほうで介護報酬の改定が行われて、その内容については訪問介護や通所介護事業所などにマイナスの影響が大きいのではないかというふうなことがニュースなどでも取り上げられたりしてると、事業継続に不安が出るということなどが取り上げられたりしていますが、この件については一つの事業所ということだけではなくて、やはり連携しているところがあれば、そちらにも影響が広がっていくということが予想されるわけですが、介護高齢者福祉への影響が大きくなるということは予想される内容ですが、現在、広域連合のほうで、この介護報酬改定について議論がどのようなものがなされているのか、また、関連の事業者の方々への支援などの検討が行われたのか、今後の考えについても、お聞きしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、通所介護事業所についての御質問の介護報酬改定により、デイサービスの経営が厳しくなることが考えられるが、広域連合として対応は考えているのかとの質問につきまして、答弁申し上げます。

通所介護事業所の介護報酬につきましては、要介護者の対象とした通所介護、いわゆるデイサービスでは国が介護報酬を定めており、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のうち、指定事業所で実施している通所型サービスについては、国が基準を定め、本広域連合で単価を設定しております。通所型サービスの基本報酬については、第9期介護保険事業計画策定時において国の基準が示されておらず、現状の単価を基に介護予防・日常生活支援総合事業費を試算したところ、地

域支援事業交付金の算定における国が定める事業費の上限を大幅に超えているため、基本報酬の変更は行わないこととし、令和6年度から令和8年度までの事業費を算出し、第9期介護保険事業計画（案）の中で示し、令和6年1月にパブリックコメントを実施しております。令和6年3月7日に介護予防・日常生活支援総合事業の国の基準案が初めて示され、3月15日に介護報酬改定についての告示があり、その中で通所型サービスの基本報酬については単位数が変更され、加算については運動器機能向上加算の廃止と一体的サービス提供加算の新設が行われました。

しかしながら、今回の改正で新たな加算となる一体的サービス提供加算は、栄養改善サービスと口腔機能向上サービスを一体的に実施することが算定の要件となりますことから、全てのサービスを実施することが難しいとのお声を各事業所、関係団体よりいただいております。また、各事業所から、物価高騰や最低賃金の上昇により、経営が厳しくなっているとお声もいただいております。このため、デイサービス事業所連絡協議会等と協議を重ね、一体的サービス提供加算より取得がしやすいと思われる口腔機能向上加算等の算定要件について、またその他の加算についての説明も加えた情報について、各事業所へ情報提供を行うため準備を進めております。

また、圏域内事業所から、その他の加算のことなど本広域連合介護保険課指導グループに相談があった場合には、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。いろいろ検討を重ねていただいているということで、人件費が上がっていくということも、これも必要な部分かなとは考えますが、関連して事業所経営に影響があるというふうに話のほうも出ているというところで、人材については、人材確保が難しくなってくるということも議論の中にあるかと思いますが、その点について、どのように、今、広域のほうで取り組んでいるのかということを知る範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

各デイサービスの関係団体、あと、ヘルパーさんとか、様々な私も会議に出させていただいております。物価高騰や最低賃金の上昇、また人材確保の難しさがある中で、今回の介護報酬の改定があって、事業所経営が一段と厳しくなったとお声をいただいております。介護報酬については国が方針を決めることではあります、各事業所からの相談には、先ほども言いましたとおり指導グループを中心に対応に当たりまして、加算の取得と事業所の意向にできるだけ添えるように、相談には丁寧に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。質問の中でも言いましたが、一つの事業者の方だけではなくて、事業者の方とつながってる方々も、そちらがなくなると困る場合があるということもありますので、より広範に意見や考え方を聞いていただいて、この第9期中、動き大きいと思いますが、取り組んでいただくことを期待します。

それでは、次の論点ですが、重層的支援体制について関連してお聞きしたいと思いますが、重層的支援体制についてですが、この考え方はそもそもが高齢者だけのものではなくて、属性を問わない相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業として、令和3年度4月からスタートした地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業となっていると思います。この地域共生社会というのは、制度分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことで規定されています。それぞれの内容を考えると、そもそもがこの重層的支援体制というのは、鈴鹿市と亀山市それぞれで取り組む政策課題と考えるところなのですが、改めてお聞きしたいと思います。鈴鹿亀山地区広域連合における重層的支援体

制整備等、地域共生社会の実現に対する考えはどのように整理されているのでしょうか。

また、広域連合のほうを自治体として考えるのであれば、例えば、公共交通であったり、CSW、コミュニティソーシャルワーカーの配置など、福祉の体制も含めて、本来であれば圏域内の住民の方々に違いがあることは避けるべきではないかと考えるところです。広域連合としては、そのような観点から両市に働きかけ、調整するというのも事業としてあってもいいのではないかと考えますが、広域連合の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、重層的支援体制について、広域連合としてどのように考えているのかの御質問につきまして、答弁申し上げます。

国は、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、いわゆる地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法の改正により創設され、市町村において全ての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業として位置づけ、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に実施することを必須としております。従来、地域支援事業の中で実施していた介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護事業のうち、地域介護予防活動支援事業、包括的支援事業の地域包括支援センターの運営、包括的支援事業社会保障充実分のうち、生活支援体制整備事業は地域共生社会の推進の観点から、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、令和3年度から重層的体制整備事業として実施することができると改正されました。構成市である亀山市は令和4年度から、鈴鹿市は令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、この事業は、子供、障害者、高齢者、生活困窮者に関わる既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体で支援体制をつくることを目的としており、鈴鹿市及び亀山市が地域づくり、包括

的な支援体制の整備を進めております。

本広域連合としましては、鈴鹿亀山地区広域連合規約の第4条第1項第1号に定める介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関する事務に基づき、介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業を実施しております。地域支援事業の実施主体である本広域連合は、重層的支援体制整備事業に一部事業が移行した後も、既存の地域支援事業の実施に当たっては、重層的支援体制整備事業と調整が必要となります。また、地域包括支援センターの設置運営についても、鈴鹿亀山地区広域連合管内の社会福祉法人等に委託し、包括的相談支援を行っております。

さらに、地域支援事業交付金及び重層的支援体制整備事業交付金の事務においても、国の取り扱いにより交付金の決定に当たっては、両事業を合わせた事業費を基に交付額を算定しており、本広域連合が両交付金の交付先となるため、地域支援事業と同様、重層的支援体制整備事業についても交付金を基に鈴鹿市及び亀山市に委託しております。

そして、介護給付サービスや予防給付サービス等の保険給付費や重層的支援体制整備事業を含めた地域支援事業費の財源となる第1号被保険者保険料について、本広域連合が保険料を設定し、重層的支援体制整備事業の財源を確保しております。

本広域連合としましては、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるのは、鈴鹿市及び亀山市それぞれであると考え、両市の重層的支援体制整備事業を進める上で必要となる事務を本広域連合が担っていると考えております。御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

ありがとうございます。答弁をお聞かせいただく中で、重層的支援体制ということで、広域連合として先ほど私も言いましたが、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるのは両市であると、それは基本はそうだと思います。確かにそうなんですけれども、例えば、介護保険の上昇の抑制という部分は、本来は保険者の責務であって、これは個々の自治体のほうに保険者のほうから、そのための活動をしてくださいじゃなくて、本当はそこは一番力入れないといけないのではないかなって考え

たりするんで、その部分については疑問を持ちます。また、そうなってくると広域の意義とは何なのかという部分というのが、改めて問われるというふうに考えるわけですね。

連合長、副連合長のほうに意見として述べさせていただきたいと思いますが、大阪府の門真市、四條畷市、守口市で構成されていた介護保険に関するくすのき広域連合というものが、各市ごとの地域包括ケアシステムのさらなる進展を趣旨として解散されています。この6月でしたか。やはりこのような部分についても鈴鹿市、亀山市でどうあるべきなのかという部分は、連合長、副連合長ともにしっかり考えていただくよう意見します。

それでは、三つ目の一般質問の内容のほうに移ります。介護と医療についてという部分なのですが、介護など初めての人は、高齢者施策進めていくに当たって、やはり医療というのは非常に重要な要素を占めてくると思います。でなければ救急搬送、軽症搬送が多いとか、この部分というのも高齢者の方っていうのは、かなり関わってくるかと思いますが、そうは言いながらも救急搬送も含めて安心できる医療体制というのが地域内にあることがやはり重要だというふうに考えるところです。

それに関して少し気がかりなことがあって、せんだって鈴鹿市内で救急搬送中の救急車による事故がありました。この搬送されていらっしゃった御高齢の方も、隊員の方にも重大なけが等がなかったことというのは、不幸中の幸いだったと思います。しかし、この平日の午前10時半頃でしたか、亀山市から鈴鹿市内の病院への搬送中の事故ということは、この医療と介護の関係考えるに当たっても課題点を浮かび上がらせてるように私は考えます。

また、10月1日中日新聞紙上で亀山市に訪問介護ステーションが開設されるという記事がありました。その中で開設のきっかけとして、病院勤務時代、亀山市内から救急搬送される患者が多かったことということが記事中にありました。それに関して、第9期介護保険事業計画では、3、在宅生活を支える環境の整備の中、(3)医療と介護の連携という記述があります。ただ読んでいて、これ狭い範囲の取組なのかなというふうに危惧するところなんです。連合長、副連合長とも御存じだと思いますけど、一方で三重県の第8次三重県医療計画を見ると、鈴鹿市と亀山市は北勢医療圏の中の鈴鹿亀山区域というふうに設定されています。その中、資料通して出てくるのですが、医療圏計画の中で、2次医療圏構想区域別の介護保険事業所数というふうな図表というのも実は出されております。そこはもう広域連合の状態が出てきているわけなんです。そういうことを総合して考えると、医療と介護とい

うことについて狭い範囲で考えるのではなく、この部分についてもやはり広域的な取組で考える必要があるのではないかと私は考えます。その意味では、圏域内の医療資源を守るという視点を持って、広域連合は自治体として主体的に考える部分が必要ではないかと考えます。その上で両市に働きかける必要が広域連合にあると考えるのですが、現在の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、介護と医療についての御質問の広域連合として両市の介護と医療をどのように考えているかとの質問につきまして、答弁申し上げます。

鈴鹿亀山地区広域連合は、平成11年6月に設立し、鈴鹿市及び亀山市の協議により、鈴鹿亀山地区広域連合規約を定め、それぞれの市の議会の議決を経て、三重県知事の許可を受け制定し、規約の中で広域連合の処理する事務の一つに介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関するものとありますため、広域連合では介護保険の業務について進めております。医療と介護の連携については、第9期介護保険事業計画の中で、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向け、在宅生活を支える環境の整備を行い、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、医療・介護の連携は必要としています。介護認定業務についても、申請ごとに主治医の意見書を書いていただいていますし、介護認定調査票とこの主治医意見書を基に介護度を決定する介護認定審査会にも委員として医師の方々に御協力をいただいております。医師会等関係者が参加する各関係会議にも参加し、両市の地域医療担当課である、鈴鹿市であれば健康福祉部地域医療推進課、亀山市であれば健康福祉部健康政策課とも連携しながら、医療・介護についての一層の連携強化について考えてまいります。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

中西大輔議員。

○中西大輔 議員

現在は、両市の医療関係課のほうに働きかけていただいているということですが、やはり先ほど申しましたが、三重県のほうの医療圏計画のほうをきちっと把握していただく必要があるのかなど。医療圏計画は、そもそも病床数で考えてるものですが、地域の医療資源として医療崩壊ということがもし起これば、この高齢者の医療のところも非常に厳しい状態になろうかと思っておりますので、この点、連合長はこの手の話よくしてるの御存じだと思いますので、しっかり両市として考えていただきたい。鈴鹿市の県議会議員さんにも、県議会のほうでもきちっと考えてくださいということを私プライベートのいろいろ話の中では述べております。非常に重要な点ですので、しっかり考えていただくことを期待して、一般質問を終わります。以上です。

○議長（船間涼子 議員）

これにて中西大輔議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は13時といたします。お疲れさまでした。

午前11時55分 休 憩

午後01時00分 再 開

○議長（船間涼子 議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程により議事を継続いたします。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

高橋です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず一つ目が、介護認定調査について質問いたします。介護認定調査の現状について、先ほど質疑のほうでも令和5年度の質問をさせていただきましたが、令和6年度のほうについてもちょっと質問をさせていただきたい、現状について質問をさせていただきたいと思っております。

この介護認定調査は、法律で原則30日以内に決定通知を行うというふうに義務がありますけれど、全国的にも大きく遅れる事態が、今、常態化しているっていうことでありまして、9割以上の自治体が30日を超えてきているっていうことで、平均

40日かかっている、全国平均では40日っていうふうに聞いております。先ほど令和5年度の実績を確認させてもらったのですが、現状として、今、最新ではどうなっているのか。遅延は新規、更新、変更、その辺のまた区分けのほうも教えていただきたいと思います。すいません。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、高橋議員の一般質問、介護認定調査の現状についての更新、変更申請から認定の遅延状況についての御質問につきまして、答弁申し上げます。

令和6年度8月末現在における今年度の申請件数は、新規、変更、更新申請、全て合わせて4,225件であり、今年度行った認定調査につきましては、4,347件で、昨年同時期に実施しております認定調査件数よりも600件程度、多い状況であります。申請件数よりも認定調査件数が多いのは、昨年度末に申請された方の認定調査を令和6年度に実施しているためでございます。

認定調査の体制整備につきましては、議案質疑の際にも申し上げましたが、昨年度より新規申請と要支援状態からの区分変更申請の認定調査を実施できる株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターが経営します、鈴鹿亀山介護認定調査センターに安定的かつ継続的に実施する体制を整えるため、調査の一部を委託いたしました。今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱いが3月末に終了したため、申請件数の増加を見込み、新規申請、支援からの区分変更申請に伴う認定調査を行う昨年度の体制に、更新申請、変更申請を加え7,000件を委託する体制でございます。

また、申請件数増に伴う事務処理に対応できる体制を整えるため2市の協力を得まして、介護保険課職員を2名増員していただいたところであります。

また、認定までにかかる日数でございますが、直近の数字で令和6年8月に認定結果が出た方においては、新規申請で平均49日、変更申請、平均で45日、更新申請、平均57日、全ての申請におきましては、申請から結果が出るまでの日数が平均で54日という状況でございます。

鈴鹿亀山介護認定調査センターにおいては、今年度の委託件数の増加に対応するため、昨年度10人体制であった調査員を今年度20人に増やしました。そのことで新

規に採用された調査員が調査に慣れておらず、調査票の内容確認、点検作業に時間がかかっている状況もありまして、認定までの時間短縮につながらない要因の一つであります。鈴鹿亀山介護調査センターとは随時の対応に加え、毎月1回の定例会議において調査員のスキルアップにつながる個別の事例協議から、作業の進捗状況の確認等について協議を行っているところであります。

また、認定グループ以外の介護保険課職員で行っております調査票の点検作業等についても継続して行っており、介護保険課一体として認定にかかる日数短縮に努めているところでございます。昨年度前半期の新規申請にかかる日数、平均68日に比べると、今年度は日数を短縮できている状態ではありますが、市民の皆様にも早く認定結果をお届けできるよう、委託事業所等に調査内容の精度を上げるようお願いし、より一層、申請から認定結果が出るまでの日数の短縮に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。今年度の8月末は平均で54日っていうことで、早くはなってるんですけど、これ国の平均、県の平均っていうのとは、もうずれが、大分、十何日も違ったりするんですよ。令和5年になりますけど、国は平均で40.3日になっとなつて、県は42.2日になつてるとは、なので日本データさんもいろいろされて、ほかのところでもされてる実績があるところで、広域さんも、人数を増やしてもらって頑張ってもらってはいるんですけど、この差、ここまで差がついてるのは何か原因とかあるんでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

まだ国の平均、県の平均まで到達していない状況というのは、私どもも理解しております。いろんな各方面から、もっと早くしてほしいというお声はいただいております。

りますので、先ほどの質疑の中でも申し上げましたけども、一応、認定調査の調査員については数を増やしていただいたんで、調査については早く行けるようになったんですけども、やっぱりその後の処理っていうのが追いついてないというところで、先ほど質疑のほうで高橋議員にも言わせていただいたとこなんですけれども、そちらのほうを何とか精度を上げることによって、この平均のほうに何とか、最終的には介護保険法では30日となっておるわけですので、そこに何とか近づけるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

すいません。コロナ延長が令和5年の3月で切れるとか、切れたとかそういうこと自体は、もう全国で同じなわけなので、なぜかなというのがちょっと分からないんですけど、この広域だけがここまで遅いっていうのが分からないなと思うんです。今後この更新申請の申請件数が増えてきてるのも遅れの原因にもなると思うんですけど、これが一時的なもので、コロナの延長が切れて、一時的にそこで増えるっていうもので、それが通常に戻れば、ある程度一定期間になれば、それは徐々に戻っていくのか、解消されるのか、そういったことは分かります。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

おっしゃるとおりコロナ延長が廃止になったっていうのは、非常に大きなことではあったんですけども、昨年度、議会で答弁をさせていただいたと思うんですけども、更新申請の場合について、認定有効期間を今まで2年って言うところを最長4年まで認めていただけということで、医師会の先生方とも、委員の先生方にちょっと御相談させていただいてということになりましたので、今はすごく数が増えてますけども、申請数としてはこれから減っていくものの、高齢化率は上がっていくというところがありますので、すごく減っていくかということではないかと思うん

ですけれども、ある程度、散らばらせることができると思いますので、その点ではこの一時的な増えたっていうことは、少しずつでも解消できると考えております。以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

そしたらもう、そうですね、一日も早く出してくださいっていうことをお願いするしかないんですけど、次の質問に行かせていただきます。

認定遅延時の暫定プランについて質問いたします。初期の介護認定も、更新も遅れが出ていることで、利用者や家族へのしわ寄せだけでなく、暫定プランを立てるケアマネの負担も大きいと思うんですね。初期のときは早くサービスを使いたいのので、それは暫定プランは仕方がないと思うんですけど、そのプランは仕方ないなと思うんですけど、この更新についての暫定プランを立てられたのはどれだけあるのでしょうか。前ちょっと一回聞かせてもらったら、13%ぐらいって言われたかなと思うんですけど、ちょっとごめんなさい、違っとったらごめんなさい。今、暫定プランは何件あるのかっていうことと、あと、見込み違いで利用者さん、もしくは事業者さんが泣かなあかんっていう、負担をしなければならなかった件数、金額、そういうことが分かるようでしたら教えてください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、認定遅延時の暫定ケアプランについての御質問につきまして、答弁申し上げます。

令和5年10月の本広域連合議会定例会におきまして、高橋議員の御質問に対し、御答弁申し上げますが、暫定ケアプランは要介護等認定申請を行い、認定結果が出るまでの間に介護保険サービスを利用する場合、利用者の状況等から要介護状態区分を見込んだ上で暫定ケアプランを作成し、サービスを利用するためのものです。

また、認定有効期間の満了に伴う更新申請では、認定有効期間の満了日までに認

定結果が出ず、満了日以降も引き続き介護保険サービスを利用する場合も暫定のケアプランを作成します。暫定ケアプランによるサービスを利用する場合、ケアマネジャーは、利用者や家族、サービス提供事業者等を交えて、認定結果が非該当になった場合や見込んだ要介護状態区分と異なる結果が出た場合に起こり得るサービス利用料の利用者全額負担等のリスクも含め、サービス利用について話し合い、利用者や家族がサービスの利用を決定します。利用者が暫定ケアプランでのリスクを避け、サービスの利用を控えることで、御家族へ介護負担が生じていることや、暫定ケアプランでのサービス利用では、見込みと異なる結果が出た際の利用料の全額負担や、早急なサービスの見直しなどで御負担をおかけしていることもお聞きしております。

さらに、サービス提供事業者やケアマネジャーに対しても、日々サービス提供に当たって、利用者、家族への説明や、調整等の御負担をおかけしております。

本広域連合としましても利用者への不利益が生じないように、介護予防・生活支援サービス事業のみを利用している要支援1の方で、更新申請の認定結果が非該当になるおそれがある場合は、更新申請をせず、基本チェックリストを実施し、介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当すれば、引き続き利用することができることをケアマネジャーに説明し、利用者や御家族と検討していただくようお願いしております。

また、更新申請の結果が要支援認定か要介護認定のどちらか見込みにくい状態で暫定ケアプランを作成する場合は、一定の条件を満たし、ケアマネジャーが暫定ケアプランの特例取扱い申出を行うことで、認定結果が見込んだ結果と異なった場合でもサービス利用が遅れないよう、ケアマネジメントの流れを省略できる本広域連合独自の取り扱いを設けており、暫定ケアプランの特例取扱い申出のあった件数としましては、令和5年度は549件、令和6年の4月から9月末までの半年では149件となっております。さらに、ケアマネジャーがケアプラン作成のために、要介護等認定結果を速やかに把握できるよう、担当ケアマネジャーには、審査会の次の営業日には情報提供として認定結果を知っていただけるよう窓口対応を行っているほか、個別に相談を受けるなど対応しております。

今後も介護保険課全体で認定業務を進め、要介護等認定申請から認定結果までの日数を短縮し、利用者、御家族、ケアマネジャー及びサービス提供事業者のサービスに影響が出ないよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど、議員、言われました自己負担の件数についてということなんですけれども、私どもも介護サービスを使っていた方の費用っていうのは把握できるんですけど、そのうち自己負担がどれだけあったかっていうのは、うちのほうでは把握できない状況でございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

暫定プランを立てられたのが、更新の暫定プランを立てられたのが令和5年、549件で、令和6年の9月までが149件で合ってますかね。この方たちの中の見込み違いで自己負担、全額自己負担になった人たちは、件数や金額が分からないんですってということなんですよね。これって私は知らないと他人事になるので、知らないといけないんじゃないかなと私は思うんですけど、やっぱり暫定プランを立てて、認定が見込み違いに出るかもしれないっていうことを、一応、それを家族さんなり、何なり皆さんと相談の場を持つとか、暫定プランを立てるとかそういう業務がまたすごくケアマネさんに負担がかかるわけで、特例取扱い申請を出せばいいって言われますけど、それも結局1枚何か付けるっていうことも、ケアマネさんの負担やなっているふうに私は感じるんですよね。だから、やっぱりそういう状況を改善してくためには、どれだけの自己負担が出ているのかっていうことを、私は自己負担自体がおかしいと思うんですけど、自己負担が出てしまって、どれだけの方に、負担をかけていることを知ってますって言うてもらってますけど、どれだけの方に、世帯の方に負担をかけているかっていうことは把握しないとけないんじゃないかなというふうに思います。

次、もう一つ質問させていただくんですが、この遅延してしまうときに他市のと

ころで結果が出る前に亡くなられて、全額負担になったっていうふうな形のことが、事例があったそうなんですけど、鈴鹿市は何か急に状況が変わられた人とかに、例えば、がん末期の方とかは急いで広域連合の職員の方が行っていただくっていうふうなものは、ちょっとお聞きしたんですけど、そういった大きな事例みたいなのは起こってないでしょうか。亡くなられたような事例っていうのはお聞きしていますでしょうか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

最初にちょっと、先ほど事務局長が答弁いたしました件数の件なんですけれども、暫定ケアプランの件数ではなくて、暫定ケアプランの特例取扱いの申出があった件数でございます。

先ほど議員おっしゃったように私ども広域連合で調査しておって、一番遅れておった時期には2か月、3か月かかっておったっていうところもあったんですけども、今、調査については、ほぼ一月以内ぐらいでは行かせていただいていますので。ただ、急に病状が悪くなられた方、先ほど言われました、がん末期の方とかについては、そういう話がケアマネジャーのほうから来た場合については、もう翌日か、その翌週ぐらいには調査に行かせていただいていますので、調査が終わっておれば、サービス費が自己負担になるっていうことを防ぐためっていうところもありますので、早期に行かせていただいておりますので、こちらについてはケアマネジャー等からも、そのお声を聞いたら、すぐに行かせていただいておりますので、状況でございます。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

先ほどの数字、すいません、ありがとうございます。特例取扱いをされてるっていう件数が、今年度の9月までが149件っていうことですよ。なんで特例の取り

扱ってということは、もう更新の時期を超えてってということの事例がこんだけあるってことなので、一日も早くっていうふうな形では思うのですが、やっぱり保険料をしっかりと払ってみえる方々なのに、見込み違いをおそれて介護サービスの利用控えが起こるようなことはおかしな話だと思いますし、安心して使えるようにするには、やっぱり広域連合が見込み違いになった場合の補償なり、何なりを私は考えていただきたいなと思います。それができないのであれば、本当にもう平均に遅れてる今の状況を一日でも早くしていただきたいと思います。

次の質問行きます。住み慣れた地域で安心して暮らしを続けることについて、小規模事業者の訪問介護について質問いたします。先ほど中西議員が通所介護のほうとかも質問をしておられたかと思うんですけど、私は訪問介護の報酬改定による影響について質問させていただきます。

今年の4月から報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられましたけども、この訪問介護の専門性を国はどう考えとるのかなっていうふうにすごくこれは感じるのですけれど、もうそれ改定される前に既に4割が赤字だった訪問介護の基本報酬を2%から3%引き下げて、今この訪問介護事業者の倒産が過去最多を記録しているっていうふうに聞いております。これはもう地方でも都市でも、訪問介護の介護崩壊の危機が激化しているっていうふうに聞いております。事業所が、1自治体で事業所がなくなってしまうってところが、全体の自治体の中で2割近くに広がっているってことを私たちのしんぶん赤旗の調査で分かったんですけど、鈴鹿市亀山地域は、休廃業などはあったのかどうなのかってこともお聞きしたいのと、あと、3月議会のときに現場の声を聞いて、状況を把握していくっていうふうな形で答弁をされておりましたので、どのような相談が来ているのか、どういうふうに支援を考えてみえるかお聞きします。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、小規模事業所等の訪問介護についての御質問につきまして、答弁申し上げます。

介護報酬改定は、国が3年ごとに、介護保険サービスごとに基本報酬等の単位を決めています。今回の令和6年度からの報酬改定については、令和6年3月15日付

で国からの指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示において、その内容が示されました。訪問介護でのサービスには、利用者の居宅を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護を行う身体介護と、掃除、洗濯などを行う生活援助があります。身体介護が中心である場合では、所要時間20分未満の場合、改定前の167単位から改定後は163単位、所要時間20分以上30分未満の場合、250単位から244単位など、生活援助が中心である場合では、所要時間20分以上45分未満の場合、183単位から179単位、所要時間45分以上の場合、225単位から220単位など、今回の改定では各項目が減額となっております。これらの減額により、事業所としては介護報酬による収入が減り、物価高騰や最低賃金の上昇などもある中、事業所の経営が圧迫され、ヘルパーの離職、転職につながり、一段と事業所経営が難しくなる状況が出てくるとのお声をいただいております。訪問介護事業所の中でも、要支援者が利用する介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスを提供する事業所については、本広域連合が指定を行っており、現状を把握できますので、これらの事業所の現状としましては、管内の事業所では、令和6年4月1日から9月末までに廃止の届出がありましたのは、圏域外への事務所移転のための廃止が1件と、別法人への事業継承のための廃止が1件の2件のみであります。この2件の廃止については、介護報酬改定によるものではないと思われ、事業者による訪問介護サービス利用者への支援は現在も継続されていると考えています。各関係機関との話合いや会議の場において、訪問介護事業所から物価高騰や最低賃金の上昇があり、今回の介護報酬改定による影響もあって、事業所の経営がどんどん厳しくなっているとお声をお聞きしております。

本広域連合としましては、圏域内事業所からの相談があった場合には、経営に関する相談や加算に関する相談等、介護保険課指導グループにて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

すいません。廃止の理由は、この介護報酬のことにに関してではなさそうだといいことでもありますけれど、この厳しいっていうことは私も聞いておりますので、この

相談をしっかりちょっと聞いて、状況の把握を続けていっていただきたいなと思います。大きなところは大丈夫なんですけど、大きなところがされない、個人宅の訪問介護をされる小さな事業者が本当に厳しいっていうふうに聞いておりますので、そちらのほうをお願いしたいのと、次の質問で、利用者さん側からも来てないかなというふうなのがあると思うんです。希望するサービスがちゃんと受けられているかっていうことを確認したいと思います。どうでしょう。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

今のところ利用者の方から、そのような行くところが、利用するところがなくなっただんじじゃないかとか、そういうお声は今のところはいただいておりません。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

すいません。利用者さんと、ケアマネさんとかも、状況をまた把握していただきたいなと思います。施政方針の中にも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるようにっていうことを書いていただいておりますので、その取組をしっかりして、支援をしていただきたいと思います。私たちこの訪問介護基本報酬、速やかに元に戻すことと、これ私たちの日本共産党ですけど、介護保険へのこの国庫負担を10%に引き上げないかんっていうこととか、保険料、利用料をはね返らせずに、介護職員の賃金を引き上げて報酬の底上げすることを求めているんですけど、今のいろいろなお話聞いてて、もう本当ますます重要だなっていうふうに思いました。

次の質問でごめんなさい、時間がないんですけど、特別障害福祉との連携について、特別障害者手当の対象について質問いたします。この特別障害者手当ということが障害のあるかは分かって見えるんですけど、介護との連携が取れてないので、これしっかり連携取って周知をしていただきたいんですよ。グループホームやサ高

住などを含む自宅で生活されている要介護4とか、5とかの高めの方は、この支給対象になる可能性が高いので、自立して立てない、自力で立てない、または座っていることができない方など、特別、日常で特別介護が必要な方は所得制限はあるんですけど、月額2万8,000円ほど支払われるんです。こういったこともやっぱりしっかりケアマネさんとも連携して周知をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、特別障害者手当の対象者についての質問につきまして、答弁申し上げます。

特別障害者手当につきましては、日常生活において常時特別な介護を必要とされる極めて重度の障害者の方で、20歳以上の在宅の方に支給される手当となります。この手当につきましては、鈴鹿市障がい福祉課、亀山市地域福祉課が担当課となります。広域連合としましては、それぞれの担当課と協議し、この手当の制度についてケアマネジャー等への周知が必要となりましたら、担当課から特別障害者手当についての周知文書、チラシ等をお預かりいたしまして、各事業所に対し集団指導等の会議での周知とともに、各事業所へのメール送付や、広域連合窓口でのチラシの設置など、協力できることから検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

これにて、高橋さつき議員の一般質問を終わります。

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

それでは、地域包括支援センターの事務所の移転の問題について、お聞きしたいと思います。

その前に答弁があまりにも長いので、もう少し簡潔に答弁していただけないか。持ち時間が限られておりますので、それだけお願いしておきます。

亀山市に地域包括センター2か所あるんですけども、現在の場所が東町、栄町という市の中心部にあるんですが、これがこの令和7年の4月、来年4月から中心部からかなり離れたところに移転をするということになってきました。これ高齢者の方が相談する大切な窓口であるし、それから民生委員さんからお話聞いても、やっぱり今のところ中心部で便利だから、なぜそんなところへ移転するのっていう声がたくさん寄せられています。まず、なぜ今回、来年の4月から移転することになったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

それでは、服部議員の地域包括支援センターの移転に関する御質問につきまして、答弁申し上げます。

地域包括支援センターは、令和3年度の第8期介護保険事業計画から圏域を再編し、10か所に増やして設置しています。この圏域の再編から3年が経過していますが、地域包括支援センターは、地域の総合相談窓口として多機関連携の下、日々、圏域住民の皆様の相談に対応していただいております。圏域においてはなくてはならない施設として定着しております。現在この10か所のセンターのうち、鈴鹿市で1か所、亀山市で2か所が令和7年4月からの移転を計画しております。3包括とも、圏域内で同一法人が運営する施設への移転で、中でも亀山市の2包括は現在の場所から離れた場所への移転を計画しております。包括が担当する圏域内での移転であることから、移転をしないように求めることは難しいですが、法人に対しましては、圏域内の理解を得た上で移転を進めるよう要請しているところでございます。現在、包括のセンター長や法人の担当者が圏域内の地域まちづくり協議会や、民生委員、介護事業所などの各種団体に対して移転について説明をしていただいているところで、今後は地域の理解を得た上で、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会に諮り意見を聞いた上で、変更届を提出していただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

いろいろ民生委員の方やら、それからこの該当する法人の方にもお話を伺いました。本当は移転はしたくないんだけど、やっぱり中心部にそういう自分とこの法人の施設と別に設けるとなると、当然、家賃が発生してくるという問題なんですね。だから、そういう家賃が委託料に入ってるかっていったら、それは入ってないと、だから、結局、家賃の部分だけは持ち出しになってしまうんで、やっぱり中心部でそういう施設、そういうものを維持すること自体がもう法人としては難しいって言われるんですね。というところは最もやというふうに思いますので、やっぱりそう考えると、もっと本当に利用しやすいところにあるべきだというふうに思いますので、一点気になるのは、今度の移転する先が公共交通が全くないんですよ。走らない。そういうところになるんですね。こういう問題もあるんですけども、そのことは把握されてますか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

現在の地域包括支援センターの体制となって3年が経過しておりまして、包括では年間4,900件の相談を受けていただいております。この相談のうち80%は電話や職員の訪問によるもので、各包括では電話で相談があった際にも、速やかな訪問により相談の対応をしていただいております。包括が受ける相談件数は増加しており、圏域の中でも包括が地域の相談窓口として定着しているというようなことから、移転により場所が変わることで利用しにくくなるという議員おっしゃるようなデメリットもあると思います。

しかし、包括支援センターを高齢者が訪れるのに便利な場所に設置していただくことは非常にありがたいことではあります。各包括は広い圏域を担当していただいております。全ての方に便利であることは難しい側面もありまして、法人の施設整備に関して移転することはやむを得ないことと考えております。また、法人の施設内の移転によりまして、プライバシーに配慮した相談スペースの確保といった説明への充実や、法人の施設内に設置されることで、包括の安定運営に資すると

いった効果もあると考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

質問に対する答弁なかったんですけど、全く公共交通ないですよ。だから、行くとしたら自分の車で行くしかないんですよ。ところが、高齢者の人に車で行ってくださいっていうのは、非常にこれ酷な話なんで、やっぱり今であれば公共交通があるんで、例えば、民生委員さんの話では、東町のセンターなんかやとバスはすぐ近くまでバス停があって、バスが走ってますので、あそこ行くといいよっていう話ができるっていうんですよ。そういうふうなことで話ができるような関係にあるのが、今度はもう全くそういう公共交通機関がないところなんで、直接行くっていうことは、もうまず難しいだろうということなんですよね。

これ一つ思うのは、やっぱり家賃とか、そういうものを何とか委託料の中に含めて補助できないか。つまり、どうしても今の委託料でいくと、いわゆる法人の施設内に持たざるを得ないというのが状況なんですよね。だから、そういうもっと便利な場所につくろうと思うと、どうしてもやっぱり家賃補助とか、そういうものがプラスアルファでないと、そういうところにはなかなか法人としては持ちにくいっていう問題があると思うんですよ。私はやっぱりそういう、できるだけ利用しやすい場所に設置すべきだというふうに思いますので、そういう家賃補助を委託料に加算するとか、そういうことは考えられませんか。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

現在、10包括あるうちに、7包括は法人が所有する施設内に包括を設置しております。また、賃貸の施設で実施しておるのは、鈴鹿第1、あと、亀山第1、第2の3包括ということになります。令和2年度にこの組織の再編というときに、包括支援センターの委託先を公募した際に、事務所の経費を含めた事務費として年間340

万円を提示し応募をしていただいております。ですので、この条件で受けていただいていることから、賃貸で実施している包括に対して追加して家賃を支払うことは今のところ予定をしておりません。家賃を追加して支払うことを検討するとすると、委託料の値上げ分が保険料に影響することや、公募条件が変更になるために、改めて委託先を公募することなどが課題になってくることから、相当の時間を要し、すぐには対応できかねるということになると思います。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

結局、今の委託料で法人が受けてやろうとすると、自分とこの施設内でやらざるを得ないということになるんですよね。そうすると、それは高齢者が利用しやすい場所であるとかっていうことは関係なく、どこに法人の施設があるかによって決まってくるという問題になるんですよ。だから、今回、移転される先が、たまたま中心部から遠く離れた場所にある法人の施設ということでこういう問題出てきますので、これは利用する側の立場に立って、やっぱり何らかの対策を考えないと、今のままでやっていると、当然、法人の施設内でしかできない、法人の施設が離れたところであれば、もうそこでやむを得ないというような話にしかならないので、これでは本当に相談する体制として十分いけるのかってことが疑問に思います。

それから、先ほど言われましたけど、電話で連絡いただいたら訪問しますってよく言われるんですけども、高齢者の人と話しておりますと、いやいや、私のそんな相談のために、わざわざ家まで来てもらうのは悪いって、こう言うんですよね。だから、電話一本入れて、来てくださってというような、なかなかそういうふうなことをされる人、少ないですよ。だから、電話もらったら行きますよって言うんですけども、なかなか電話一本で自分とこへ来てもらうということに、高齢者の人、非常にハードルがありますので、その辺も含めて考えると、できるだけ行きやすい場所っていうほうが、やっぱり本来あるべき姿ではないかと思うんですけども、これ考える必要はあると思うんです、これ財政の問題も含めて、いかに利用しやすい場所に設置してもらえるかっていうことを私は考える必要があると思

うんですけども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（船間涼子 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

便利な場所に置いていただくのは、非常にありがたいお話であることは、先ほども申し上げましたが、今現在の包括の運営の中でも、ほとんどがまずは電話で連絡をいただいて、来てほしくないっていう方も中にはお見えになるかも分かりませんが、いや、お邪魔させていただきますと、行って御家庭の状況も確認して、中で相談に乗らせていただきますということも御説明を丁寧にさせていただいた中で、訪問による相談を受けていただいておるっていうのが各包括等の、今、現状でありますので、そちらのほうを重点的に進めていただいて、なかなか来てほしくないっていう方にも、ちょっと丁寧に御説明させていただいた中で、対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船間涼子 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

やっぱりこれ考えていただく必要あると思います。利用しやすい、ここにも書いてますけど、本当にどんなことでも相談に乗りますよっていうことでチラシも作られてるわけですよ。相談しやすい場所っていうのは、やっぱり大きな要因だと思いますので、ぜひこれは考えていただきたいことを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

これにて、服部孝規議員の一般質問を終わります。

田中通議員。

○田中通 議員

田中通です。消費生活センター業務の検証のために幾つかお聞きします。
消費生活センターの体制と主な業務内容について教えてください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

鈴鹿亀山消費生活センターの体制と主な業務内容につきまして、答弁申し上げます。

消費生活センターは平成18年4月1日に設立、令和3年11月1日に鈴鹿農協平田駅前支店から移転し、現在は鈴鹿ハンター2階の1区画に設置しており、所長1名、相談員3名を配置しております。相談員3名は消費生活相談員の国家資格を有しており、広域連合が直接雇用しております。また、本センターは広域連合の総務課に属しておりますので、契約や支払いといった庶務は総務課で処理しております。

主な業務内容といたしましては、大きく二つございます。一つ目は、相談業務で、消費に関する相談を受け、解決方法のアドバイスや業者との仲介を行うほか、場合によっては弁護士相談や警察への通報などを行っております。二つ目は、啓発業務で、自治会等の各種団体の要請に応じて、消費者被害防止のため出前講座を実施するとともに、独自の広報誌発行や鈴鹿、亀山両市の広報誌、公式ホームページ、LINEへの啓発記事掲載により、消費者被害の未然防止の啓発に努めております。
以上です。

○議長（船間涼子 議員）

田中通議員。

○田中通 議員

消費生活センターには、大きく相談と啓発の二つの業務があるということですが、それぞれの現状の報告と、あと、課題は何かをちょっと教えてください。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

本センターの主な業務であります相談と啓発の業務実績と、それぞれの課題についての御質問につきまして、答弁申し上げます。

相談業務に関しましては、センターにお越しいただくか、電話にて相談をお受けしております。件数といたしましては、平成30年度、1,623件、令和元年度、1,573件、令和2年度、1,693件、令和3年度、1,524件、令和4年度、1,653件、令和5年度は1,651件とほぼ横ばいとなっております。

課題につきましては、近年SNSを利用した悪徳商法や特殊詐欺といった複雑化、巧妙化した手口による消費者被害の相談が増加しております。これらの事案には、消費生活相談員の国家資格を有する人材が、広く情報収集をしながら対応しなければなりません。現在は3名の資格保有者が相談員として業務をしているため問題はありませんが、全国的にも資格保有者が限られているため、将来的には人材確保が困難になることが危惧されております。

次に、啓発業務に関しては、出前講座が新型コロナウイルス蔓延以前の平成30年度は103回開催し、3,827人に御参加いただいておりますが、令和5年度は69回、2,331人の参加となっており、以前の水準に戻っておりません。啓発活動は、消費者被害を未然に防ぐためには大変重要でありますことから、新型コロナウイルスやインフルエンザといった感染症対策に気を遣いながら、ホームページや鈴鹿、亀山両市の公式LINE等を活用するなど、PR等を工夫し啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

田中通議員。

○田中通 議員

御答弁ありがとうございました。消費生活相談員の人材確保が、危惧されているとのことでした。また、出前講座がコロナ前の水準に戻っていないとのことでしたが、特殊詐欺が激増している中で実に懸念すべきことかと思えます。御答弁いただきましたように、PRへのより一層の工夫をお願いしたいと思います。

さて、令和3年11月1日に移転しました消費生活センターですが、JA平田支店から鈴鹿ハンターに移転した効果はどれぐらいあったのでしょうか。お答え願いま

す。

○議長（船間涼子 議員）

事務局長。

○事務局長（野呂和伸 君）

本センター移転の効果についての御質問につきまして、答弁申し上げます。

本センターにつきましては、消費者からの相談は、電話もしくはセンターに来ていただいて受付しており、ここ数年の相談件数は1,600件前後で推移しております。このような状況の中、本センターの事務所は令和3年11月に鈴鹿農協平田駅前支店2階から鈴鹿ハンターショッピングセンター2階に移転いたしました。

この移転の効果についてでございますが、センターに来ていただいて受付していただいた相談件数は、本センター移転前が平成30年度、397件、令和元年度、401件、令和2年度、382件、令和3年度、379件と400件前後でありましたが、移転後は、令和4年度、503件、令和5年度、516件と500件を超えており、約100件、25%増となっております。以前の場所はエレベーターがなく、駐車場や通路も狭かったことから、体の御不自由な方、高齢者の方には御不便をおかけしておりましたが、移転後はこれらの問題は解消され、快適な環境となりました。また、圏域住民に長年親しまれております老舗のショッピングセンターに移転したことで、本センターの認知度が向上するとともに、より相談をしやすい環境になったと考えております。

以上です。

○議長（船間涼子 議員）

田中通議員。

○田中通 議員

御答弁ありがとうございました。コロナ禍前の状態を含めて考慮しても25%増であるとのこと、すばらしい効果だと思います。圏域内の住民にとって身近な相談場所として、消費生活センターの業務は非常に意義があると私は考えております。いろんな資料で学ばせてもらいましたが、たとえクーリングオフができないような状況や、多重債務者であっても、相談を受けて助言をしていただけたりと懇切丁寧な対応を私は高く評価しております。しかも相談記録が全国システムできちんと管

理されているっていうことで、個人の自己情報の開示請求もできるのは非常にすばらしいです。靈感商法被害の支援をしている方が、ちょっと私の身近にいますもので、私も協力して状況把握、市内でしておりました。そうすると鈴鹿市の市民対話課への相談や、警察への被害届の提出っていうのは、被害者にとってかなり敷居が高いそうなんです。一例を挙げますが、ある特定の教団による被害が全国的に大きく取り沙汰されていたときでも、鈴鹿市市民対話課への相談はゼロでした。被害状況との乖離に私自身ショックを受けたことがありました。靈感商法のケースでは、被害者自身が自責の念があったり、憔悴し切っていたりして長期の対応が必要です。それでも少しでも前に進めていくためには、身近なものの買物のついでに、しっかりとした記録を残してくれる消費生活センターの存在は被害者にとって非常に有効で、ありがたいものと考えます。ポスターなどでSNSを使った特殊詐欺や押売などは、加害者の悪人イメージが分かりやすいものですが、靈感商法においては笑顔に囲まれているなど、少し表現が難しいようにも思います。

しかしながら、先に御答弁いただいておりますPRの工夫についても、少し御尽力をいただいて、また効果が出るようによろしくお願ひします。

最後になりますが、もっと消費生活センターの認知度を上げ、相談しやすい体制を整えていただき、圏域の住民の消費生活を今後とも守っていただけることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（船間涼子 議員）

これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和6年10月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後01時53分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和6年10月25日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 船間涼子

議員（4番） 櫻木善仁

議員（8番） 新 秀隆